

令和 8 年 9 月 亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第 5 5 号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	1
議案第 5 6 号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について	3
議案第 5 7 号 亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について . . .	6
議案第 5 8 号 亀山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	7
議案第 5 9 号 亀山市景観条例の一部改正について	8

件名	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	子ども未来部 子ども政策課
1 制定・改廃の背景と趣旨 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号。以下「府令基準」といいます。）において、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第１０項第３号に規定する小規模保育事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」といいます。）を創設することに伴う基準の整備等の改正が行われました。 このことから、府令基準に従い条例で定め、又はそれを参酌するものとされている市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、所要の改正を行うものです。 2 改正内容 （１）満３歳以上限定小規模保育事業の利用定員は、６人以上１９人以下とし、当該事業を行う事業所（以下「満３歳以上限定小規模保育事業所」といいます。）ごとに、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」といいます。）第１９条第２号に掲げる小学校就学前子ども（以下「小学校就学前子ども」といいます。）に係る利用定員を定めるものとします。 <第３７条関係> （２）満３歳以上限定小規模保育事業を行う法第２９条第１項に規定する特定地域型保育事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」といいます。）は、利用の申込みに係る小学校就学前子どもの数と満３歳以上限定小規模保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該満３歳以上限定小規模保育事業所の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとします。 <第３９条関係>		

(3) 満3歳以上限定小規模保育事業者は、保育内容支援及び代替保育に係る連携施設を適切に確保しなければならないこととし、卒園後の受け皿に係る連携協力は不要とします。 <第42条関係>

(4) 満3歳以上限定小規模保育事業者が特別利用地域型保育※を提供する場合における遵守事項、利用定員等を定めます。 <新第51条の2関係>

※「特別利用地域型保育」とは、教育認定子どもに対し、地域における教育の体制の整備の状況等を勘案して必要があると市が認めるときに限り、小規模保育事業等において行われる保育をいいます。

(5) 満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う規定の整理を行います。

<第2条、第6条、第7条、第13条、第25条、第29条、第35条から第37条まで、第39条から第43条まで、第46条、第47条及び第49条から第52条まで関係>

3 その他

(1) 施行日は、公布の日の翌日とします。

(2) 府令基準を市の条例とみなす期間の終期をこの条例の公布の日とします。

件名	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	子ども未来部 子ども政策課
1 制定・改廃の背景と趣旨 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令基準」といいます。）において、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型等」といいます。）における特定理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者をいいます。以下同じです。）の配置に関する特例についての規定の追加、家庭的保育事業等を行う者による学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「法」といいます。）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等（以下「児童対象性暴力等」といいます。）の防止に関する規定の追加及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項第3号に規定する小規模保育事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」といいます。）の創設に伴う規定の整理並びに職員配置基準の見直しに伴う経過措置の期日の改正等が行われました。 このことから、省令基準に従い条例で定め、又はそれを参酌するものとされている市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、所要の改正を行うものです。 2 改正内容 《第1条による改正》 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀山市条例第23号）について、次のとおり改正します。 （1）小規模保育事業所A型等において、特定理学療法士等を1人に限り、保育士とみなすことができることとする規定の追加等を行います。 ＜第29条、第31条、第44条、第47条及び附則第9条関係＞		

(2) 家庭的保育事業等を行う者は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」といいます。）を適切に保護するため、児童等対象業務従事者※に係る犯罪事実確認（法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいいます。）その他の必要な措置を講じなければならないこととします。 <第13条関係>

※「児童等対象業務従事者」とは、利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいいます。

(3) 満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う規定の整理を行います。

<第2条、第6条、第18条、第27条、第29条、第35条、第48条、附則第3条及び附則第6条関係>

(4) その他規定の整理を行います。

<第18条、第29条、第31条、第37条、第40条、第44条及び第47条関係>

《第2条による改正》

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年亀山市条例第18号）について、次のとおり改正します。

(1) 満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の配置基準に関する経過措置の期日を改めます。

<附則第2項関係>

(2) 満4歳以上の児童に対し保育を提供する際の保育士及び保育従事者の配置基準について、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の保育士及び保育従事者の配置基準に関する規定は適用せず、改正前の配置基準は、なおその効力を有することとする経過措置を設けます。

<附則第3項関係>

(3) その他規定の整理を行います。 <附則第4項関係>

3 その他

(1) 施行日は、公布の日とします。ただし、満3歳以上限定小規模保育事業の創設に関する改正規定にあっては公布の日の翌日から、児童対象性暴力

等の防止に関する改正規定にあっては令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行します。

(2) 省令基準を市の条例とみなす期間の終期をこの条例の公布の日とします。

件名	亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	子ども未来部 子ども政策課
1 制定・改廃の背景と趣旨 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号。以下「府令基準」といいます。）において、乳児等通園支援事業を行う者による学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等（以下「児童対象性暴力等」といいます。）の防止に関する規定の追加が行われました。 このことから、府令基準に従い条例で定め、又はそれを参酌するものとされている市の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、所要の改正を行うものです。 2 改正内容 乳児等通園支援事業を行う者は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないこととします。 ＜新第 1 3 条の 2 関係＞ 3 その他 施行日は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日とします。		

件名	亀山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	市民文化部 まちづくり協働課
1 制定・改廃の背景と趣旨 地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号。以下「令」といいます。）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。 2 改正内容 本条例で引用している令第１９条第１項第１号トが繰り上げられ、号の細分が削られたこと及び第２１条第２項が繰り上げられたことに伴う規定の整理を行います。 <第４条及び第１２条関係> 3 その他 施行日は、公布の日とします。		

件名	亀山市景観条例の一部を改正する条例	建設部 都市整備課
1 制定・改廃の背景と趣旨 景観法（平成１６年法律第１１０号。以下「法」といいます。）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。 2 改正内容 本条例で引用している法第１６条第７項第１１号が繰り下げられたことに伴う規定の整理を行います。 <第１１条関係> 3 その他 施行日は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日とします。		